

ADR法に関する検討会報告書の概要

- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)附則第2条に基づき、平成25年2月12日(第1回)から「ADR法に関する検討会」を開催

認証ADRの魅力を高めるための施策

- 認証ADRの「専門性・特殊性の意識化・明確化」の促進
⇒ 事業者のセールスポイントを記載した一覧性のある資料の作成等→広報への活用
- 認証ADRの大都市部への偏在や、認証ADRが存在しない業種への対応
⇒ 新規事業者の開拓、既存の関係組織との連携等
- 手続実施者等の質の向上に関する官民連携
⇒ 民間で行う研修等に対する協力

認証ADRを利用しやすくするための施策

- 相談機関との連携強化
⇒ 法テラス・消費者センター等、利用者が最初にアクセスする相談機関と連携
- 法律扶助の活用
⇒ 認証ADRにおける法律扶助(代理援助)の利用促進

その他の施策

- 関係機関との連携強化
⇒ 民間で実施する協議会等への積極的支援
- 認証申請・変更届出手続の合理化
⇒ 提出書類の簡素化等

※ 執行力の付与、調停手続法(ADRにおいて取得した一定の情報の裁判等への引継ぎの遮断等に関する制度の導入)等については、今後の認証ADRの実施状況を踏まえつつ引き続き将来において検討